

10月1日から医療保険が改正され、老人保健で医療を受けている方および70

保健で医療を受けている方および70 歳以上で国民健康保険の方の医療費の 自己負担などが変わります。

> 問合先 保険年金課 ☎66◆1102·1103

所得区分の判定基準

所得区分	判定基準(平成18年8月から)	
一定以上所得者	同一世帯に、課税所得が145万円以上の老人保健で医療を受ける方または70歳以上の方がいる世帯の方。ただし、老人保健で医療を受ける方および70歳以上の方の合計収入額が520万円(対象者が一人の世帯は383万円)未満の世帯の方は、申請により「一般」の区分となります。	
一 般	上記以外で、住民税課税世帯の方。	
低所得 I	同一世帯全員が住民税非課税の方。	
低所得 I	同一世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得控除額は80万円)を差し引いたときに0円となる世帯の方。	

①一定以上の所得がある方の負担割合が変わります

老人保健で医療を受ける方または70歳以上の方のうち、一定以上所得者は医療機関に支払う負担割合が、10月1日から引き上げられます。

平成18年9月30日まで			
一定以上所得者	2割		
一般、低所得者	1割		



平成18年10月1日から		
一定以上所得者	3割	
一般、低所得者	1割	

②自己負担限度額について

同じ月内に医療機関に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた金額を高額医療費としてお返ししておりますが、その際の自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで					
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	自己負担限度額(月額)				
所得区分	外来(個人)	入院および世帯合算			
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた 場合は、超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合40,200円)			
一般	12,000円	40,200円			
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円			
低所得者 I	8,000円	15,000円			



	平成18年10月1日から				
	所得区分	自己負担限度額(月額)			
		外来(個人)	入院および世帯合算		
	一定以上 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた 場合は、超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合44,400円)		
	一般	12,000円	44,400円		
	低所得者 I	8,000円	24,600円		
	低所得者I	8,000円	15,000円		